

『帝鑑図説』の読まれたかた

——『帝鑑評』を中心に——

入口 敦志

一、『帝鑑評』各本について

『帝鑑評』の現在知られている本は三種ある。まずそれを掲げよう。

◇原本（現在所在不明）

・活版和装本中の蔵知矩の解題による書誌は次のとおり。

「帝鑑評は池田家文庫秘蔵の手写本にして美濃紙型和本なり、（略）以上支那帝王の行実に対する評論にして

函面書に 帝鑑評 全二冊

同裏書に 序 故羽林君御手跡

其余 久世大和守殿

荒尾平八郎殿

久世三四郎殿

揖斐与右衛門殿

とあり、右五人の帝鑑図説に対する感想を手記せらるるものにして其執筆の紙数次の如し。

序	一章	五	枚	烈公筆
任賢図治以下	八	章	十六	枚 久世筆
徳滅祥桑以下	八	章	十七	枚 荒尾筆
却千里馬以下	十一	章	十五	枚 久世筆
葺檻旌直以下	八	章	十六	枚 揖斐筆

計 三十六章 六十九枚

以上之を綴りて壹冊とし烈公座右の珍として不断之を愛読し給ひしものなり。就中、葦檻旌直、賞眞項令の二章には特に烈公か附せられたる色箋存せり。」

この原本は現在所在がわからない。引用文中に触れられる「色箋」については、石坂善次郎編（永山卯三郎著）『池田光政公伝』（昭和七年五月刊）にも言及があり、永山が原本を見て書いていることは明らか。次に述べる新写本や活版和装本での記述から、昭和十二年まで池田家の蔵書として存在していたことがわかっている。その後、池田家の蔵書は岡山大学附属図書館池田家文庫や林原美術館等に分蔵された。それら所蔵機関に照会してみたが、いずれも所蔵していないということであった。

次はその原本を基に昭和九年に作成された新写本である。

◇新写本（岡山大学附属図書館池田家文庫蔵）

〔準111/1/池田〕

・卷末書写奥書

〔昭和九年三月贍写（朱文丸印「蔵知」）

本書正本の容器は桐製にして左の如き箱書あり

〔略〕

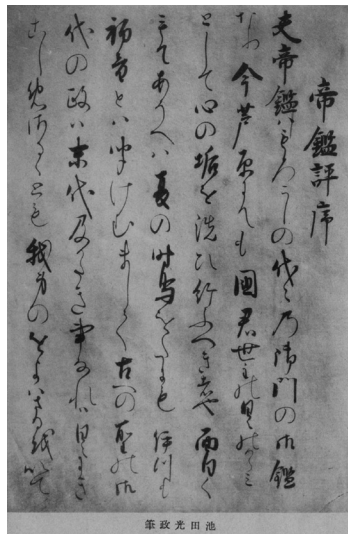


写真1 原本写真
（活版和装本『帝鑑評』所収）

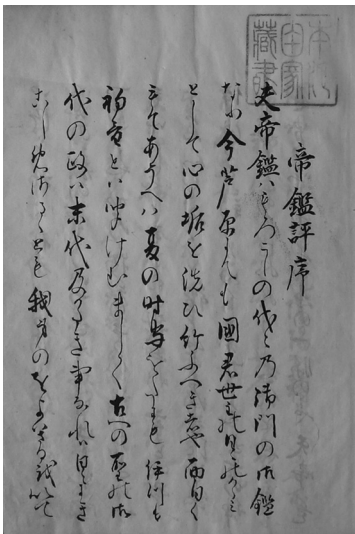


写真2 新写本冒頭
（岡山大学附属図書館池田家文庫蔵）

紙数等原本の紙数と同じ。活版和装本口絵として掲載される原本の写真と新写本とを比較してみると（写真参照）、筆跡を非常によく写しており、新写本が丁寧に謄写されたものであることがわかる。新写本の本文中には、補入や見せ消ちなどもあるが、これらも原本にあるものをそのまま忠実に写していると思われる、原本の面影を知ることができ、貴重なもの。新写本では、謄写の奥書の後に「蔵知」の朱印を捺すことから、活版和装本の解題を担当している、蔵知矩が書写したものと考えてよいだろう。

◇活版和装本

・口絵写真（原本の各執筆者の冒頭部分の写真を掲載）

・本文の翻字

・帝鑑評解題（昭和十二年十二月 池田家嘱託蔵知矩 識）

・奥付（住所省略、住所はすべて岡山市内）

「昭和十二年十二月一日印刷

昭和十二年十二月六日発行（非売品）

編纂兼発行人 松村見二（池田家岡山事務所

長）

発行所 池田家岡山事務所

印刷人 村本万亀男

印刷所 研精堂印刷所

既に述べたように、原本を口絵写真として掲載しているので、その面影を知ることができる。蔵知による解題が付され、書誌情報や著者についての基本的なことを簡潔に記す。『帝鑑評』を研究する際の基本文献。以下『帝鑑評』の本文は、活版和装本を参照して新写本から翻字したものを使用した。では、次に成立について考察する。

二、『帝鑑評』の成立

帝鑑評に関わった人物は次の五人。略歴を記す。

■池田光政

慶長十四年（一六〇九）生、天和二年（一六八二）五月

二十二日没、七十四歳。通称、新太郎。諡号、芳烈公。

池田利隆の長男。元和二年（一六一六）八歳で姫路藩主、

翌三年（一六一七）鳥取藩に国替、寛永九年（一六三

二）更に備前岡山に国替。寛文十二年（一六七二）致仕

し、綱正に家督を譲る。

■久世三四郎

慶長三年（一五九八）生、万治三年（一六六〇）一月二十四日没、六十三歳。久世広宣の男、大和守広之の兄。諱、広当。通称、三四郎、山三郎。幕臣。寛永八年（一六三一）七千百十石余を領す。

■久世大和守

慶長十四年（一六〇九）生、延宝七年（一六七九）六月二十五日没、七十二歳。久世広宣の三男、三四郎の弟。諱、広之。通称、三之丞。大和守、従四位下、侍従。幕臣。累進し寛文三年（一六六三）老中、同九年（一六六九）下総関宿藩主（五万石）となる。

■荒尾平八郎

慶長七年（一六〇二）生、延宝二年（一六七四）五月十二日没、七十三歳。荒尾成房の男。諱、久成。平八郎は通称。幕臣、千二百石。

■揖斐与右衛門

生年未詳、元禄五年二月十一日没。揖斐政景の男。諱、政綱。幕臣、寛永十三年（一六三六）御小姓組、同十八年（一六四一）九百石となる。

池田光政以外の四人はすべて幕臣。特に、久世広之は将

軍家綱の元で老中まで勤めている。また、広之は蕃山の教えを受けた人物で、池田光政が蕃山と疎遠になった後にも屋敷に蕃山を招いて講義をうける（延宝三年（一六七五）など、晩年まで蕃山の影響下にあったことは注目すべきことであろう。ほかの幕臣達もおそらく蕃山の教えを受けたものであると推測される。

現在池田家文庫には寛永四年（一六二七）十一月下旬版と慶安三年（一六五〇）版の二種類の平仮名本『帝鑑図説』が所蔵されており、蔵知も解説するように、これを用いて『帝鑑評』が成ったと考えられる。最も早く没した久世三四郎の没年である万治三年（一六六〇）一月が成立の下限であるので、広くとれば寛永版刊行後の寛永五年（一六二八）から万治二年（一六五九）までの間の成立となる。後述するように、内容に蕃山の思想と類似するものが見られることから、蕃山が光政に從つて江戸に下つた寛永十四年（一六三七）以降に成立の上限が狭められようか。

慶安五年（一六五二）、光政は参勤からの帰国の途次、京都で所司代板倉重宗と蕃山の学問について談ずる機会があった。

『池田光政日記』慶安五年五月二十一日

一、防州御申候ハ、(坂倉重宗)此学術ハ天下かそしり候共、

是二過たるハ有ましく候、猶以おんひんノ義可然候と

御申候、我等申候、左様ニ存、江戸ニても何も同志衆

とかたく其はつ申合候由申候、未々ひろまり申儀不及

是非段ハ、(大老酒井忠勝)酒讚州へも申届候由物語仕候事、

重宗は天下が蕃山の学問を非難してもこれに過ぎるものはないと言っており、幕臣で所司代という地位にあった重宗も又、蕃山に心酔していたことがわかる。事実、後にいたるまで重宗は蕃山への支援をしており、その点で久世広之と同じである。ここからは、蕃山の学問や行動が幕府の危険視するところとなっていることがわかる。一方、江戸には蕃山の学問の「同志衆」がいたことがわかる。『帝鑑評』に関わった幕臣たちも、その同志衆の一員であったことは間違いないであろう。

後半に、穩便にはするつもりだが、蕃山の思想が広まるのは仕方ないということ、大老酒井忠勝に申し述べたことが記される。実際江戸を立つ直前の五月六日の条には、酒井忠勝のもとへ参上して学問のことで弁解した覚えを書き記すが、そこにも

『池田光政日記』慶安五年五月六日

五常ノ上ノ事ニ候へハ、御無用と申事ニてハなく候へ共、大勢あつまり候所もよう悪候間、御しめ可有候由被仰候

とある。学問そのものは否定してないが、同志を語らつて大勢集まることは控えるようにと言ひ渡されている。『』で無用と申事にてはなく候へ共」という言い方に、儒学であるので否定は出来ないが、積極的に勧めているわけではないのだという、大老忠勝の微妙な立場がうかがえよう。久世広之が蕃山の学に志していたことは既に触れたが、この時点で光政、広之をはじめとして、幕臣を含めた同志衆で蕃山の学問を学んでいたというのであろう。しかし、次の事件を見るとき、これ以後幕臣達が表立って蕃山の教えを学ぶことは出来なくなつたと考えざるを得ない。

同年九月二十八日（慶安五年は九月十八日改元されて承応元年となる）、岡山に着いた光政のもとに江戸からの飛脚到来。光政に謀叛の嫌疑がかつたことを知らせるもの。所謂「承応の変」と呼ばれ、前年の由井正雪等の慶安事件と並んで、幕府への謀叛を企てたとされる大事件であった。

『池田光政日記』承応元年九月二十八日

一、江戸より飛脚到来、其覚

御老中三人、讃州・備後・三左衛門ヲ和泉殿へ御よひ候て被仰渡候ハ、此度江戸にて悪人共御せんさく被仰付候ニ、紀州殿・をハリ殿・越後殿・筑前殿・相模殿・新太郎殿〔池田光政〕、此衆之内むほん存立候へかし、其内ニ新太郎殿心学、おもてむきハ儒者、内々ハむほん心も候哉と、山本兵部二口引見申候へハ、中々左様之事にて無之由申由之白状仕候付て、余大名衆ノ名も候へ共、新太郎殿儀ハ心学ノ事加り候へハ、世間之雜説御聞候ハ、氣遣ニ可被存候故、此旨申聞候由被仰渡候旨、
(略)

紀州や尾張といった御三家の名前までが取りざたされているところに、この事件の重大さが見える。その嫌疑が光政にもかかったのであった。結局嫌疑は晴れた。しかし、光政には心学を信奉しているからという、ほかの大名たちとは違った噂が立てられていることが、この注進の重要な点であろう。ここでも幕府周辺では蕃山の学問がなんらかの形で嫌疑の対象となつていくことがよくわかる。その心学のことについて、一時共謀者と見なされていた山本兵部という人物に、光政の謀叛心のことを尋問していることからみると、この山本兵部も光政をとりまく心学の同志衆の

一人であつたと考えられよう。儒学という隠れ蓑の下で、謀叛を謀つていたのではないかというのである。ここからも、蕃山の学問内容自体には幕府も直接手を出すことは出来なかつたことがわかる。しかし、何かしらその裏で謀略が行われているのではないかという嫌疑は、この事件以後も蕃山の周囲から消えることは無かつた。

ちなみに、山本兵部は、詮議の結果無実が判明したので、名前が出てしまったと言うことで主人である阿部忠秋から切腹を命じられている。光政の日記には、これ以後も山本兵部の消息に関する記事が散見され、兵部と光政との交流をうかがわせるものとなつており、このことから、兵部が同志衆の一人であつたことがわかる。

状況からいえば、これ以後「同志衆」が集まつて、蕃山の学を反映した『帝鑑評』のような論説会は、行いにくくなつたであろう。光政自身は、これ以後も全く意に介した様子もなく、蕃山を重用し、施策をすすめている。しかし、常に江戸にいる幕臣たちにとってはそうもいかなかつたであろう。つまり、『帝鑑評』の成立は、この承応事件以前のことと考えるべきではないか、ということなのである。

『帝鑑評』に取り上げられた三十五話は、『帝鑑図説』全

百十七話を、単に最初から順に取り上げたものに過ぎない。仮に三十五話を目標に評を付すとすれば、よりふさわしいものを全体から満遍なく選び出しそうなものである。上記のような事情により、三十五話で中断したのではなかったか。

三、仁愛による徳治主義への傾倒

では、『帝鑑評』の内容にはどういう特徴がみられるだろうか。すべてを取りあげることはい出来ないで、いくつかの話に絞って検討してみたい。

まずは、第一話の「任賢図治」。漢文、寛永版の本文、それに『帝鑑評』の評を順にあげる。

秀頼版『帝鑑図説』（蓬左文庫蔵本）

唐史紀堯命義和敬授人時義仲居嶋夷理東作義叔居南交理南訛和仲居味谷理西成和叔居朔方理朔易又訪四岳舉舜登庸

解唐史上記帝堯在位任用賢臣與綰治理即 時賢臣有義氏兄弟二人和氏兄弟二人帝堯著他四箇人敬授人時使義仲居於東方嶋夷之地管理春時耕作的事使義叔

居於南方交趾之地管理夏時萌化的事使和仲居於四方時谷之地管理秋時取成的事使和叔居於北方幽都之地管理冬時更易的事又訪問四岳之官著他薦舉天下賢人可用者於是四岳舉帝舜爲相那時天下賢才都聚於朝廷之上百官各舉其職帝堯拱無爲而天下自治蓋天下可以一人主之不可以一人治之埋以帝堯之聖後世莫及然亦必待賢臣而後能成功書曰股肱惟人良臣惟聖言股肱具而後成人良臣衆而後成聖意亦謂此其後帝舜爲天子也跟著帝堯行事任用九官十二牧天下太平乃與羣臣作歌以紀其盛曰元首明哉股肱良哉庶事康哉所以古今稱堯舜莠衣裳而天下治斯任賢綰治之效也

寛永四年版平仮名本『帝鑑図説』（池田家文庫蔵本）

帝堯と申て御門一人おはしけるが、まことにせいとくあきらかにして、天下太平におさまる事、たとへをとるにためしなし。帝堯つねにおほしますすには、賢人をえらみいだして天下のまつりごとをはからはせ、国土をあんらくにおさめん事のみ、あけくれおほしめされる。か、りけるところに、義仲義叔兄弟和仲和叔きやうだい此四人の者どもは、そのとき天下にかくれなかりき賢人にてまませり。故に此四人のもの共をめ

しいださせ給ひて、まづ一ばんに義仲をば、東方の国
嶋夷と申所におかせ給ひて、東作をつかさどり、たみ
百姓をもよをして、春來時をうしなはずは、たをうが
ち田をたがへし、そのしよく常におこたらずつとめさ
せとの御事なり。おとうとの義叔をば、南方の国交趾
と申ところにつかはされて、夏時の変化をたゞして、
たみ百姓をおさめ、国のまつりごとをなせり。さて又
和仲をは、西方の国味谷と申所におかせ給ひて、秋時
の收成をつかさどれり。ばんみん時をうしなはず、五
穀のみのりぢくしなば、おさめたる事おこたらず、げ
ちをなせとの御事なり。おとうとの和叔をば、北方の
国幽谷と申所へつかはされ、冬時の更易をつかさどれ
り。それ一年のなすところ、万物冬になりぬれば、み
なをしなべてあらたまる。天のみちにたがはずして、
まつりごとおこたらず、つとめしめんがためとかや。
なをもこのうへ天下に賢人あるならば、たづねいだせ
との御事にて、四岳のくわんにおほせつけられ給ひし
かば、うけたまはるとはうぐをたづねけり。こゝに
帝舜と申て、世にたぐひなき賢人あり。則これを帝堯
にすゝめたてまつりしかば、たちまち宰相の官位をく

だされて、よろづ天下の事をはからはせ給ひけり。故
に帝堯の御代のときは、ぶいにしてよくおさまり、天
下をのづから太平なり。これ後世の主君たる人のおよ
ぶところにあらず。しかりとは申せども、賢人をえら
みて臣下となし、仁儀のみちをおこなひ、じひの心を
さきとして、王業をつとめなば、いかでか帝堯の御代
にたがふべし。其後、帝舜は帝堯の御ゆづりをえさせ
給ひて、くらゐにそなはり給ひけり。此時天下太平に
おさまる事、帝堯の御代にことならず。さればにや、
古今の人のことわざにも、ゆみやをもとらずして、ま
さしく裳衣をたれなから、天下ゆふたうにおさまる事、
堯舜の御代にたぐひなし、と申つたへしことのは、
ことわりとこそきこえけり。

『帝鑑評』

帝堯は天下の聖神なり。太虚天地の神道も、聖人を生
るを以てしるしあり。故に天地の大徳は聖人にしくは
なし。聖神の大業は天下を治るにしくはなし。聖人の
天下を治めたまふ御心さし、名にあらず、利にあらず、
仁愛をもつて本としたまふ。その仁愛を天下に行へき
はしめは、臣下に聖人賢人を求めるにあり。故に末代に

いたるまで、仁徳の世主をみるには、賢人を尊て、佞人をしりぞくるにあり。賢人野にかくれ、或は小人のためにくるしめらるれば、その君万人をあはれみたまふ御心さし浅きとしるへし。堯帝聖神仁慈の御こゝろより、天下の民を見たまふ事、慈母の赤子を見るかことし。堯帝至明至知の御心より、天下の民をやすくせん事をは望たまふに、賢人をあけたまふよりさきなるはなし。末代の国君世主、か、見たまふへきところなり。

秀頼版にはない、ということとはつまり中国で書かれた原典にはない文章が平仮名本に付加されており、その部分に傍線を引いている。ここに特徴として見られるのは、「仁義」「慈悲」ということばを付け加えていることであろう。もとの漢文を見るかぎり、国を治めるためには良い臣を求めて政治を任せるべきであるという、政治の方法が問題になっていたのであって、そこに「慈悲」というような「心」の問題は入ってはいない。ところが、平仮名本では、原典にない「慈悲」「仁義」の「心」を先として王としての道を勤めるべきというように、「心」の問題、つまり徳治主義に話をすり替えてしまっているように読める。

『帝鑑評』は、その傾向を更に推し進めて、「仁愛をもつて本と」することが要求され、その「仁慈」の「こゝろ」は「慈母が赤子を見る」ようなものであるとの、説明までがついている。

これが、例えば次に触れる「解網施仁」のはなしのように、原漢文が「仁」を施すことを扱っているのであれば、このような「慈悲」「仁慈」などの「心」の問題として訳し、読むことは当然のこと。しかし、繰り返すが、「任賢図治」のような、政策の問題を扱っている場合においてまで、「心」の問題として読んでいるということは、特筆に値する。そして、この「仁愛」に傾倒する傾向が、『帝鑑評』のほかの話にも見られることから、これが『帝鑑評』の大特徴と見てもよいと思われる。

そのことは既に池田光政の序にも現れていた。

『帝鑑評』序、池田光政

(略) 凡上古の神聖、世にあらはれ給ひし本地を思ひみるに、世界は唯是慈悲の一脈のみ也。天帝は是を以て法界を提陰陽を転し給ふ。聖賢神仏は是を以て衆人の上に於て、明らかに民の父母たり。君と老臣は是を以て生としいける物をそたて養ひ、(略)

「世界は唯是慈悲の一脈のみ也」と、極めて簡潔に宣言し、これをすべての根本に置く。「帝鑑評」の主題はまさにここにありと言うべきであろう。

ここでもうひとつ、注目しておきたいのは、「帝鑑評」
「任賢図治」末尾の一文、「末代の国君世主、か、見たまふへきところなり」の「国君世主」が誰を指すのかということである。字義は文字通り君主ということであるから、藩を一国とすれば、池田光政をはじめとする各藩の藩主ともとれる。一体誰に向かつて説いているのか。そのことを念頭に置きながら次の「解網施仁」を読んでみよう。

四、日本国の内照根本

「解網施仁」は、湯王が、網で鳥を捕っている者に網を解かせ、必要最小限の殺生にとどめるように指示したように、人民へは勿論、禽獣にまで仁徳を施したという内容。もとの「仁徳」を眼目としていることもあって、平仮名本での和訳は、漢文の解をほぼ忠実に訳したものと見え、補っているのは、湯王に対する「よく仁義のみちをおこなひたまひて、じひのこゝろおはしけり」という一文

のみ。しかし、そこから引き出されてきた「帝鑑評」での評は、該書中最も長大なもので、それだけに大変重要なことを含む。

「帝鑑評」

春人間にいたりて棄物なし。しかはあれとも、花間の草は除へし。聖人の生物における全体の愛、およはずといふ所なし。しかれとも、人のために魚鳥けたものはとるへし。取へき中に天然の則あり。成湯を以てか、みとすへし。聖代には、魚その尺にみたされは市にひさかず。故に漁者網の目をさためて、尺ならざる魚はもる、やうにひくなり。鳥の巢をくつかへし、子をとることをいましめ、鳥の子をうみ、巢たちするまでは、そのおや鳥をとらず。けたもの、はらに子の時は、かり人山にいらす。材木薪は、春夏生長の時にあたりてきらす。秋をもつて、木こりそま人山林に入。天地生物の御心に合したまひて、万物をのくその生をとけしめたまふ。あらはず所の政は、みな末なり。かくのことくの本あり。世主の御心無欲なるが本なり。無欲なればをのつから用すくなし。用すくなければ財宝米粟あつめず。あつめざる時はたからとせ

す。たからとせざるときは水火のごとし。水火はすくなき時は人を生ず。おほき時は人を害す。人みな此理をしれり。財米も猶おなしけれども、上有欲にして宝としたまふ凶徳にあやかり、且あつむる所あるによりて用たらず、ぬすみうはふ心を生せり。財米水火のごとくなる時は、民に不仁のものなし。人の門戸をたゞいて水火を求るに、あたへざるものなし。いたりて沢山なればなり。これによつて、民の力つよく人おほくし、五穀生長す。民ゆたかになるかゆへ、すきはひにせはしからず。これかくのごとくゆるやかに、まちとをき法を立る下地なり。此本なくして此方を立は、木こりそま人はうゑ、漁者かり人もたをれなん。しかれども、これを時としてこゝにやみなんは、くちをしかるべきこと、もなり。なんそ其本にかへらざるや。かくのごときの政数百年におよは、山は次第にかれて材木薪を出さし。山沢の氣うすくは、川は次第に流ほそくなりて、田地をやしなはず。舟を通せし魚鳥のやしなひも、年くにおとるへ五穀すくなくならは、民人の長次第にちいさく、力次第におとるへ、富人は奢て身をうまし、次第に病者になりて、次第におとるへ、

心もしたかつてかしくへし。居氣をうつし、養体をうつすなれば、牛馬も次第に犬ねこにひとしくなりぬへし。牛馬はみな民間に生ず。民間の馬ともその母その父たり。おや馬、馬の食をはますして筋骨よはし。いかにして子馬つよからんや。民たにも人の食をはます何として馬をかいなんや。和国は宝おほくして、異国より蓬萊の嶋とよひ、此国をのそむといへとも、武勇に長したる国なれば、その威におそれてかなはず。故に神武天皇、此国をひらかせたまひしそのはしめ、此国の地利を御らんせらるゝに、小国なりといへとも、国の地福、諸国にすぐれたり。天地の氣も和したるゆへに、和国と称し、小国なりといへとも、智も大国につき、人通に神靈なるゆへに、神国と名付たまへり。扱うれふるところは、たからおほくして、ゑひすのためへのそまれ、仁義を乱されなんとおほしめし、国常に武の芸にあそはしめたまふ。弓馬これなり。故に御身先達て、大慈大悲の仁徳を内照根本として、神武の威力おはします。故に神武天皇と名付たてまつる。武勇長久にして国堅固ならん事は、儉約にあり。しかるゆへは、君と士と儉約朴素なれば、内は心明かに、外

は氣力筋體つよし。財米を宝としあつめされは、施さ、るに天下にみちくて、民も無欲に人ゆたかなり。牛馬にいたるまで、その食にあひて人をたすく。たからもあれともなきかことし。眞の重宝となりぬ。此ことよりはるか、みたまひて、天皇御身みつから朴素を尊ひたまひけるなり。その仁愛、神武の徳の余慶によりて、此国の武勇数千年におとろえす。平の一家おこりをはしめ、源頼朝権を専らにせしより此かた、神武の御政漸おとろへぬ。しかれとも、数千年のあた、まりをもつて、今にいたりぬ。秋すてに立といへとも、暑なをのこれるかことし。今より後の世主、急に神武の政を中興したまはずは、此国あやうきにあり。もしなからへは、むくりかためにははれて、畜生国となりてありぬへし。しからずは、山川の神氣おとろへ、人はよはくなりて、国も天死するにちかし。

評の眼目は、日本の国の成り立ちという根本的なことに置かれる。つまり「大慈大悲の仁徳」こそが日本国の「内照根本」だといふのである。しかし、その神武天皇の「仁愛」も武家政権の専横によって衰えており、余沢をもって命脈を保っているに過ぎない。この理屈からすれば、現在

の徳川幕府も同様であるということにならないだろうか。であるからこそ、二重線を引いた箇所のように「今より後」の「世主」に神武の政を中興せよといっているのだから。

では、ここでの世主はだれを指すのか。『帝鑑評』においては、世主に対して敬語を使っていることもあり、素直に読めば第一の読者である光政をさしていると考えられる。ここでは「今より後」とあることから、現在ここにいない誰かというような臆化表現ととるべきか。あるいは大慈大悲の仁徳を備えた天皇を期待するものか。いずれにせよ、期待されるべきは現在の政権ではないのである。読み方によっては幕政に対する批判ともとれよう。この評は久世広之によって書かれたもの。幕臣であり、後に老中まで勤めることになる人物にして、このような考えを持っていたということとは驚きでもある。

さて、蕃山の『集義和書』にこの部分と似た記述がある。これも日本国の成り立ちをいうもので、長い記事であるが、該当する部分を摘記してみる。ただし、ここでは二重線を引いたように、「帝・大樹」が政治を改めることによつて、日本の国を保つことが出来るとする。その直前にも「將軍

家に賢君」が出ることで、やはり国を保つことが出来る
ある。『集義和書』は出版されたものであり、当然のこと
ながら幕府を批判するようなことは許されなかつたであろ
う。そうでなくても、幕府からにらまれていた蕃山である。
出版にあたり、幕府に対する配慮は十分に行っていたと考
えられる。『集義和書』のほかの部分の理論からいっても、
後醍醐天皇をはじめとする、謙徳を失つた天皇が出たため
に、天皇に返るべき政權も武家に取られたままなのであつ
た。だとすれば、謙徳を備え、時宜をよく踏まえた天皇が
出現すれば、自ずから政權は天皇に還るものと考えるべき
だと思われるのである。

しかし、『集義和書』においては、天皇についても批判
すべきは批判し、武家・公家にかかわらずものを言うとい
う態度は貫かれており、公平な議論を展開していると言え
よう。このあたりが、幕末の尊皇一辺倒の議論とは違い、
公武の均衡の上に立った冷静な議論と言つてもよい。

『集義和書』巻第八 義論之一

(延宝版にあり、寛文版になし)

一或問、他の国にては誰にても天下を取ては王となる
事なるに、日本にてはかく天子の御筋一統にして、天

下を取人も臣と称し、將軍にして天下を知給ふはいか
なるいはれにてをはしますや。

云、(略) 然ば中夏の外四海の内には日本に及べき国
なし。是天照皇神武帝の御徳によれり。大荒の時日本
の地生の人は禽獸に近し。しかる所に天照皇の神聖の
徳を以て、此国の人の靈質によりて教をなし給ひてよ
り、初て人道明かなり。天照皇は地生にをはしませず。
神武帝其御子孫にして天統をつぎ給へり。(略) 日本
のあらんかぎりはかくのごとくなるべし。他の国には
なき例なれ共、日本にては必然の理也

問。かくのごとくゆへある帝王の天下の何として武
家にはわたり侍りきや

云。謙徳を失ひ給ひし故に、天下の權威を失ひ給へ
るなり。(略) 是王者の武臣に威をうば、れ給ひし根
本なり。

(略)

問。日本国の為とは如何なる道理候や。御冥加の儀
は尤に候

云。もろこしよりも日本をば君子国とほめたり。其
故はもろこしの外には日本ほど礼楽の道正しく、風流

なる国は東西南北になき事也。それは禁中おはします故にて候。清盛頼朝よりこのかたは武人大君と成て、武勇つよき人天下をとれり。(略) 其おとろへぎまには野人出て、天下を取れり。この故に国主といへ共、田夫をさる事いよくもなく候。公家なくて幾度もかはりなば、二三十年の内には天竺南蛮にかはらぬあらゑびすと成侍べし。禁中をはします故に、天下治て後にはかならず將軍家參内をとげられ、諸大名皆あつまり給ひ、束帯衣冠の礼儀を見て、初て人の則ある事を知、御遊の体管絃のゆたか成を聞て、初て太平の思ひをなせり。(略) こゝを以世の太平すみやかなり。禁中をはしますではいかで此徳あらんや。こゝを以て日本国のためとは申なり。(略)

問。かならず王者に天下のかへるまじきとは如何なる道理侍るにや。もと日本の主なれば、本にかへりぬべきことにて候。

云。代をかさねて天下をたもつは天の廢する所なりといへり。しかれ共王者は天神の御子孫にして地生にあらず。ことに日本を以て広大の功德をはします故、天下の權勢をばさり給ひて、やはらかにして上におは

しませば、いつまでも日本の主にてをはします道理にて侍り。武家もたとひ天威のゆるし有とも、みづから王と成てはむつかしき事也。臣として撰政などの心にて天下を知給ふは心易き事也。何たる無分別の人有て王とは成給ふべからん。又此方よりかへし奉られても末つゞき申まじきと申事は、後醍醐の帝の時さへ、公家は日本の人情時變うとく成給ひて、かへりたる天下を失ひ給へり。今はなをくうとくなり給へば、たとひかへし奉り給ふとも、やがて乱逆出来て本までもあやうかるべく候。武家の人の帝位に上り給はんと、王の天下をとり給はんとは、共に無分別たるべき也。然れども一ツの道あり。將軍家に賢君出をはしまして、三十年も用意あり、家を作ることく地形よりくみ立、末代までの法をまうけて奉り給はゞ、人じちも何もいらで、又五百年も風波なく世中ゆたかなるべし。後世にはかくのごときの人出給ふべきもはかりがたく候。(略) 王者のおはしまして、国に益有事は、いにしへの礼樂をこたらずして、俗とことなる故なれば、其実たえてみる所なく、俗とひとしからば、終には神統あやうくおはしまさむか。是ひとへに秀吉の無道の御馳

走より初れり。あらためたまはん帝大樹出をはしまさずば、日本の国も又あやうかるべきか。神統絶給は、神国共いひがたし。戦国の後人道いづくにもとめ給はんや。人道に礼楽なくば禽獸に近からん。しからば合戦やむ時なかるべし。たとひしばらく治世あり共、道なく、人心くらくば、終には吉利支丹にとらるべきかしからば天地すでに破れたる也。天運いまだ午の会の初にあり。天道は至善なり。無好人の三字は有道の人の言にあらざ。たのみ思ふばかりなり

また、『帝鑑評』中、波線をほどこした前半の「無欲」の論は、やはり『集義和書』の次の部分によく似る。財米が水や火のように多く満ちているときは、民に不仁なるものはないという説である。

『集義和書』巻第七 始物解

(延宝版にあり、寛文版になし)

或問。上ヲ損ジテ下ヲ益ヲ益トスルハ何ゾヤ

(略)云、仁者ハ不富トテ、聖賢ノ君ハナヲ以テ財用豊ナラズ、ホドコシスクフコトアタハズ。只ホドコサズシテ上ヲ損シ、下ヲ益ノ政アリ。上無欲ニシテ物ヲ蓄ヘアツメタマハザレバ、財用ヲノヅカラ下ニ散ジテ、

下ノ心ニアツマリ服スルモノナリ。人心ノ帰服スルハ益是ヨリ大ナルハナシ。是ホドコサズシテ上ヲ損シ、下ヲ益ニアラズヤ。無欲ニシテカザリナキヲ質素ト云。上古ノ風俗ナリ。如此ナレバ治ザルニ平カナリ。此時ニハ、天氣順ニシテ五穀ノ多コト水火ノゴトシ。故ニ民不仁ナル者ナク、ウエニ及ブ者ナシ。人々無欲ニシテ足コトヲ知レリ。乱イヅクヨリシテ起リ、盜賊イヅレノ所ニカ出ンヤ。心法・治道トモニ無欲ヨリ先ナルハナシ。(略)

このような例から、『帝鑑評』は蕃山の思想の影響を強くうけて成ったものと考ええる。

五、池田光政の実践

このほかに、『集義和書』では日本を「仁国」であるとする記述が散見される。

『帝鑑評』もそうであるが、『集義和書』においても、仁愛による徳の政治を推奨することは、同じである。ただし、この点は『帝鑑評』が『集義和書』に見える蕃山の思想に影響を受けたというだけではなく、近世初期の一般的な政

治思想として、仁政論が広く行われていたと理解すべきである。蕃山の功績は、個別に存在していた仁政論を、神武以来の日本国の根本として理論的に位置づけたことにあ
る。

たとえば、本多正信に仮託される『治国家根元』には、「民ヲ憐ムコト」という項目が立てられており、次のように記される。

『治国家根元』（日本思想大系・近世政道論）

（略）君ハ民ノ父母ト云ハ、国主郡主ハ能民ヲ憐ミ玉フ事、人ノ父母ノ如シ。父母ノ子ヲ不便ニ哀ム心ハ片時モ止ム事ナク、何卒子ノ能様ニ、難儀セザル様ニト思フヤ、其如クニ慈悲ナル守護ハ民ノ為ニ能様ニ迷惑セザルヤウニト思フ。故ニ民モ又己ガ父母ヲ思フ様ニ親ミアリ、カタク思ヒ付モノナリ。此故ニ譬民ニ悪キ事有テ罪ニアフト云ヘドモ、父母ニ折檻セラレタル如シ。聊モ上ヲ恨ル事ナシ。（略）

また、武家の家訓・遺訓類にも同様の記述が散見される。

『黒田長政遺言』（日本思想大系・近世武家思想）元

和八年

凡国主ハ常ニ仁愛ニシテ讒ヲ信ゼズ、善ヲ行フヲ以務

トスベシ。（略）国主タル人ハ、慈愛ヲ旨トシテ、人ヲ憐ミ恵ムコト肝要ナリ。

『内藤義泰家訓』（日本思想大系・近世武家思想）延宝五年

国家人民ヲ以テ至宝ト為スト云フ。当ニ善良ヲ撰ビ進メテ、民ヲ安ンズベシ。

これら仁愛による政治の実践例が『池田光政日記』に豊富に記録されている。有名な例ではあるが、承応三年（一六五四）の備前大水害の翌年、正月二日に家臣一同に対して行った年頭訓辞の一部が次のものである。

『池田光政日記』承応三年一月二日

一、其後惣様不残召あつめ申聞候覚

（略）

一、家中士共、百姓計ヲ大切ニ仕、士共ヲハ有なしに仕候と申由ニ候、扱々愚知千万なる義ニ候、去年当年士共迷惑仕候ハ百姓のならざる故とハ不知候哉、米ノ出来て、君臣町人ともニやしなはる、ハ、民か蔵なる事を不存候や、如此民ニ力ヲ尽スハ、当暮より士共に物成能とらせ、町人もうり物をしてすき、飢ふちをやめ可申ためニて候、其上士ハかつゆると云事ハなき物

にて候、それくノ頭有、家老有、親類知音皆まのあたり知行取なり、さて城下にては我等ましかく聞及候、頭と家老とかつゑを見てた、に可居候や、民ノこときハミすく餓死候、然るを民ハくつろぎ候など、見も

不仕はなのさき目ろミにて申候、左様ニ申者ニ一郡を預ケ候ハ、定而飢ふちすくい米なく、物成も過分ニ取立可申と可存候、申付て左様ニ成候は、知者にて能目あきたる者にて候、若他郡とちかい、かつゑ死多候ハ、其身さいし共ニおもき死罪ニ行度事ニ候へ共、大勢かつハかし候ハん事必定ニ候へハ、其手本ニ逢候者不便なる義ニ候へハ、其通ニ仕候、仁政を申込みたり候罪一、大勢ノ人ヲころし候罪ニツ、大悪人と云て又有ましく候、たとへハ盜、をいはき、辻切なと仕者、尤悪人とハ云へ共、仁政を云乱ス者ニ対してミレハかるき悪也、(略)

百姓ばかりを大事にして、武士はまるでないもののようにあつかう、と家臣が不満を漏らすほどに、百姓に対する仁政を施していたことがわかる。それに対して、光政は真っ向から反論する。百姓が米を作つてこそ、君臣町人ともに養われるのであるとし、追い剥ぎ、辻斬りなどは罪は軽

く、大勢の人を殺す大悪人よりも、仁政を乱す者こそ最も罪が重いのであると。こういう例は光政に関しては何枚挙に暇がない。『帝鑑評』序の末尾では、

(略) 我人となり、此心をしらすして我をみるに、時所位を不知。愚痴にあらすは、身不肖にして君王の憂をうれふる、さし出者成へし。真に狂をやみ、心をうしなふの人や、我心よりみれとも、我本より心をうしなふ狂人たり。桜子の母の心は、子をうしなはざる人あはれますして笑ふなるへし。

と、自分自身を能『桜川』の桜子になぞらえ、狂人と称するほどまでに、君王の憂いを憂えているというのである。

また、同日の条文には「諫ノ箱」を置いて、老中以下末々のものまで匿名で献策・意見をするようにという、『帝鑑図説』における「諫鼓誇木」あるいは「掲器求言」を彷彿とさせるような政策もある。いずれも帝王は臣下の意見をよく聞くべきであるとの教訓。『帝鑑図説』は、臣下である張居正が、主君である万曆帝に対する帝王学の教材として作ったものであるため、臣下にとって都合のよいと思われる項目、例えば臣下の諫言を聞く、臣下を厚く遇する、儉約をするなどといったものが多いことは言うまで

もない。多くは君と臣との関係における徳目であつて、君と民との関係に関わるものは少ないのである。

池田光政は、諫言についても徹底した実践を行つてゐる。この「諫ノ箱」以前にも、「目安」なるものが設置されていたようで、こちらは記名による献策を受けていたようである。以上のように、光政は、自分に対する諫言を積極的に受け入れると同時に、彼自身も幕府に対して諫言を行う。承応三年（一六五四）頃かとされる、將軍にあてた『申出覚』（池田文庫蔵、日本思想大系・近世政道論所収）や寛文八年（一六六八）老中酒井忠清にあてた建白書の草稿（同前）などが知られている。

これら、光政の施策がすべて『帝鑑図説』あるいは『帝鑑評』に由来するものとは言えないが、その内容と読書の形跡から見れば、相当の影響はあつたと考えるべきであろう。

六、君と親とはいづれか重き

既に触れたように、諫言を聞くべきであるなどという項目にも、民に対する仁愛という徳目を読み込む特徴が『帝

鑑図説』平仮名本に見られ、それが更に敷衍するかたちで『帝鑑評』にも顕著に見られた。更に『帝鑑評』では、仁愛の説明をするのに、親子の情愛を持ちだすことが非常に多い。

既に引用した部分だけを見ても、序では、「民の父母」といい、能「桜川」の母になぞらえて、君たる自分の心を孤高の狂と言ひ切り、また「任賢図治」では「慈母の赤子を見るかことし」とする。それ以外のものを列記する。

『帝鑑評』「諫鼓謗木」（久世広之）

帝堯の下民を見たまふ御心、実に駭提赤子の親にあり。

『帝鑑評』「孝徳升聞」（久世広之）

良知万物をもつて一体とし、万民の父母たる徳ある

『帝鑑評』「掲器求言」（久世広之）

凡夫は愛敬の徳くらくして、吾子の迷惑をたにしらす。いはんや他人におゐてや、子をもつてたとふへきやうもなし。いかにさとしなんや。聖人の民を見たまふ事、世人のわか子をおもふに百倍せり。

『帝鑑評』「戒酒防微」（久世広之）

大慈大悲の御心より民を見たまふ事、子のことし。慈父子の無知にして食を過し、毒となるを見ては、みつ

からよきほとにくひて、毒とせざる事はしれども、子のためみつからも毒といひて食せざるかことし。

『帝鑑評』「夢賚良弼」(荒尾平八郎)

高宗は、父母の徳末備り給はずといへとも、父母の心は既におはします。

先に挙げた例と合わせると、久世広之の担当部分に多く出現する傾向がある。

本節の標題にあげた「君と親とはいづれか重き」というのは、『集義和書』の問いである。それに対する答えは、次のとおり。

『集義和書』巻第九 義論之四

(寛文版、延宝版ともにあり)

答、時中を重しとす。君子は主と親との軽重をいはず。たとへは君にしたかつて軍陣におもむかんに、父母妻子をとらはれたりとて、日比の君臣の義を変して敵の臣とはなるへからず。此時は父母妻子一族よりも、君一人を重しといはんか、さにはあらず。た、義を重しとする也。父母の本心も又亡るを安して生るを恥とす。父母の形は亡といへとも性命亡びず。また父たる者、不慮の難にあひてころされんとせば、たとひ子た

る者重位重禄をうけて君に事ともすて、父を引つれのがれかくるへし。此時は君よりも親を重しといはむか、さにはあらず。仁を重しとする也。た、君親のみしかるにあらず。五常の性といへとも仁を主として義礼智信を賓とすることあり。信を主として仁義礼智を賓とすることあり。孝経には孝を主として教給へは、仁義も賓と成ぬ。論語には仁を主とし給へは、孝弟は賓と成ぬ。官禄をすて、親をたすくる時にあたつて、親を助くるは君の本心よろこへり。家をかへりみすして、君に事へき時にあたつて、君に事は親の本心の悦なり。一方悦て一方うらみはこそ軽重ともいふへけれど、道にしたかふ時は双方の悦なり。まよひの君と、まよひの親は、酒気の常の心を失ふかことし。論するにたらず。

均衡のとれた孝と忠との論である。一般に中国と日本の忠孝の違いについては、中国では孝を、日本では忠を上位におくということがいわれる。しかしこの蕃山の記述を見てもわかるように、近世初期の段階では、忠を突出して上位におくという傾向は見られない。

多くの武家家訓にしても『帝鑑評』にしても、為政者の

あるべき姿を説く帝王学であり、そこでは、臣あるいは民のあり方は問題にすることはない。仁愛は一方的に君主から臣民に注がれるものであって、臣民の道德とは別のものである。むしろ臣民の不徳は君主の不仁に由来するということになる。

ただ、日本的な忠孝論の下地を作ったのは、ここに見られるように、君主の仁を親子の情愛に喩えて説明することにあるのではないかと考えるのである。中国でも、仁愛を親子の情に喩える例は多くある。しかし、中国での多くの忠孝論においては、親と君主とははつきりと違うものとして論理が組み立てられている。奇しくも『帝鑑図説』の著者である張居正は、生前に父の喪に服さなかつた奪情が、死後問題となり、名誉が剥奪され、一族が追放された。実際には張居正の政治的対抗勢力による策謀によるものであったようだが、それでも不孝は弾劾の理由・口実になりうるのが中国なのである。

『孟子』の惻隱の情は、井戸の縁を這う赤子を見たときの心の動きによって説明される。これは我が子であろうが他人の子であろうが、親子の情愛を超えて、人間ならば起こすはずであるという普遍的に備わる性を言っているのだ

ある。

確かに、惻隱の情や仁愛を説明するのに、親子の情愛を例に説明するのはわかりやすい。しかし、それによって、仁愛が人間普遍のものから君民・親子に限定され、矮小化されてしまう可能性があるのではないか。そういう例が、多く見受けられることも確かである。

既に述べたように『帝鑑図説』などの場合、為政者の側への訓戒であるため、君主から一方的に民に注がれる仁愛としてとらえられる。池田光政も仁愛を施した民に対して、その見返りを要求するような態度はみられない。

しかし、君民関係を親子関係で説明することが定着すれば、譬喩としてではなく実際に君が親であり、民が子であるというとらえ方は必然的に出てくる。難しい理屈ではなく、わかりやすい譬喩であるからこそ、その傾向をいっそう強くする。君臣関係と親子関係の同一視が定着した後、臣民の側の徳目が問題となれば、臣民が子として親同然の君に仕えなければならぬという理屈はすぐにてでてくるであろう。そうなれば、君は忠の対象でもあれば孝の対象でもあるという、忠孝一致の考え方は会沢正志斎や吉田松陰を待たずともなく出現するに違いない。現に、君主は臣下

にとつて親同然であるということに立脚し、赤穂浪士を弁護した次のような議論が浅見綱齋にある。

『赤穂四十六士論』（『浅見綱齋集』国書刊行会、一九八九年）

只一ツ上ノユルシヤカル、ヲ背ト云ニ、愚俗ハ惑フ者アレドモ、ソレハサキ云様ニ、親ノ敵ヲ上ヨリユルシヤカル、ホドニト云テ、子タル者討ベカラザルノ理ナシ。是ハ上ニ背クニテハナシ。親ノ敵ハ他ヲ顧ミルコトナキ故、上ニ背クヤウニアトハミユレドモ、瞽叟人ヲ殺サバ、舜負テ逃ルト同ジ事也。意アリテ上ニ背クニ非ズ。何ホド親謀叛ヲ起スト云テモ、親ノ命ニ従ハズ、親ヲ諫テ死テモ謀叛ヲ起サセヌヤウニスル、是亦親ニ背ト云モノニ非ズ。君父同前之理、此則忠孝之至也。

『帝鑑評』に忠孝一致の考え方がみられるわけではない。しかし、ここにある君民の仁愛を親子の情愛で譬喩する傾向が強いということが、中国とは異なる日本の特徴であることは、原『帝鑑図説』から平仮名本『帝鑑図説』、そして『帝鑑評』と順を追って検討することによって、はっきりとわかってくる。その仁愛を親子関係の情愛でたとえる

ことは、平仮名本『帝鑑図説』や『帝鑑評』によって始まったわけではない。既に日本人の中に定着していた親子の情愛の譬喩が、『帝鑑図説』の読まれ方のなかに現れてきたに過ぎない。忠孝一致を生み出す「君父同然」の感情的・感覚的な下地が、ひろく近世初期の日本に定着していたことが『帝鑑評』を読むことによってはっきりとわかる。同様の傾向は、当然四書五経をはじめとする儒書の内容にも現れているはずであり、その歴史的検討が必要になるであろう。

【引用本文】

- ・秀頼版『帝鑑図説』名古屋市蓬左文庫蔵本より翻字。
- ・平仮名本『帝鑑図説』岡山大学附属図書館池田家文庫蔵寛永四年八尾助左衛門尉刊本より翻字。振り仮名は省略し、句読点を補った。
- ・『帝鑑評』岡山大学附属図書館池田家文庫蔵本昭和九年謄写本より翻字。活版和装本参照。句読点を補った。
- ・『集義和書』増訂 蕃山全集 第一冊（名著出版、一九七八年六月）による。寛文十二年版と延宝版の両方を収録している。両方あるものについては寛文版を優先して引用した。

※その他はその都度記載。

【主要参考文献】 ※池田光政関係のみ

- ・松村見二・藏知矩『帝鑑評』（池田家岡山事務所、一九三七年十二月）
- ・石坂善次郎『池田光政公伝』上下（石坂善次郎、一九三二年五月）
- ・谷口澄夫『人物叢書 池田光政』（吉川弘文館、一九六一年十二月）
- ・藤井駿他『池田光政日記』（山陽図書出版株式会社、一九六七年三月）
- ・吉田徳太郎『池田家履歴略記』上下（吉田徳太郎、一九六三年七月）

本稿は平成二十年九月二十八日日本近世文学会秋季大会（於、北海道大学）における口頭発表に基づくものである。